

TNCオンラインセキュリティ
Powered by Norton 利用規約

この「TNCオンラインセキュリティPowered by Norton利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、株式会社TOKAIコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)が提供するTNCオンラインセキュリティサービス(以下「本サービス」といいます。)に関する事項を定めた規約です。

(規約の適用)

第1条 本規約は、当社と本サービスの契約をする者(以下「契約者」といいます)との間の、本サービスに関する一切の關係に適用されるものとします。

2. 本規約に定めのない事項については「TNCインターネット接続サービス基本規約」又は「TNCインターネット接続サービス基本規約(N)」(以下「基本規約」といいます。)および株式会社ノートンライフロック(以下「ノートンライフロック」といいます。)の定める「製品使用許諾契約」の関連条項を適用または準用いたしません。

(規約の適用範囲)

第2条 本規約は、契約者が個人の場合には契約者とその家族、法人契約の場合には契約者である法人または団体とその法人や団体に属する者(以下「法人関係者」といいます。)に適用されるものとし、契約者はその家族および法人関係者をして本規約を遵守させなければなりません。

2. 契約者とその家族および法人関係者は、この規約を遵守する義務を負うものとします。

3. 契約者、その家族または法人関係者が、第8条(禁止行為)各号のいずれかの禁止行為を行い、当社に損害を被らせた場合は、その行為を契約者の行為とみなし、本規約の各条項が適用されるものとします。

4. 契約者、その家族または法人関係者が、第三者に本サービスを利用させ、当社に損害を被らせた場合も、その行為を契約者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとします。

(規約の変更)

第3条 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、変更の場合は、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新規規約を適用するものとします。

2. 本規約の変更は、当社が定めた日(以下「効力発生日」といいます。)に効力を生じるものとします。

3. 当社は、本規約の変更を行う場合は、効力発生日の相当期間前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに当該変更の効力発生日を、当社の定める方法により通知するものとします。ただし、当該変更が会員の利益に適合するときは、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知するものとします。
4. 契約者は、本規約の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面によって異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間の契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

(用語の定義)

第4条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 本ソフトウェア	ウイルス、スパイウェア（コンピュータ内部からインターネットに対して情報を送り出すソフトウェア）、ブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）の脆弱性に対する対策およびホームネットワークのセキュリティ管理等の機能を有し、ノートンライフロックが提供および使用許諾をするソフトウェア (最新プログラムモジュールを含みます。)
(2) 本サービス	本ソフトウェアのダウンロードをする機会および本サービスに関するサポートを提供するサービス
(3) 利用契約	本サービスを利用するための本規約に基づく契約
(4) ダウンロード	サーバー上に保存されているファイルを、自分のコンピュータに転送すること
(5) インストール	ソフトウェアを自分のコンピュータに組み込むこと
(6) PIN番号	当社が契約者に発行する本サービスの利用に必要な文字列データ
(7) リバースエンジニアリング	ソフトウェアの動作を解析するなど、製品の構造を分析し、その構造や技術などを分析すること
(8) 逆コンパイル	0と1で表現される機械語で書かれたプログラム記述を、アセンブリ言語以外の高級言語のソースプログラム等へ変換すること

(9) 逆アセンブル	0と1で表現される機械語で書かれたプログラム記述を、アセンブリ言語のソースプログラムへ変換すること
(10) コンピュータウイルス	電子メールやホームページ閲覧などによって第三者のコンピュータに浸入し、プログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラム
(11) 製品使用許諾契約	ノートンライフロックが定めるノートンライフロックと契約者間で締結される本ソフトウェアの使用許諾契約

(本サービスの内容)

第5条 本サービスは、ノートンライフロックのセキュリティ対策ソフトを月々のお支払いでご利用いただけるサービスです。

2. 本サービスは、契約者が本ソフトウェアをダウンロードし、インストールしたパソコンでのみ利用することが出来ます。

3. 本サービスの申込、解約は、当社所定の方法により契約者が自ら行うものとします。

(権利譲渡の禁止)

第6条 契約者は「基本約款」第13条(契約者の地位の承継)に基づく権利義務の一部または全部を第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

(PIN番号)

第7条 契約者は、PIN番号の不正使用、および第三者への貸与や第三者との共有をしないものとします。

2. 契約者は、PIN番号を第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

3. 契約者は、契約者のPIN番号により本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または過失によりPIN番号が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

(禁止行為)

第8条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用する行為。
- (2) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為。
- (4) 本サービスまたは接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりする行為。
- (5) コンピュータウイルス、スパムメール（迷惑メール）その他の送信など、当社による本サービスの提供を妨害し、またはその支障となる行為。
- (6) 上記各号に該当する恐れのある行為、またはこれに類する行為。
- (7) ノートンライフロック社の「製品使用許諾契約」において定める禁止行為。
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為。

（権利の帰属）

第9条 本サービスおよび本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権およびその他一切の権利は、当社、ノートンライフロックまたは本サービスのシステムを運営するBBソフトサービス株式会社（以下「BBソフトサービス」）に帰属します。

（責任の制限）

第10条 契約者は、本ソフトウェアのダウンロードおよびインストールを自己の責任および費用で行うものとし、当社は本ソフトウェアの内容を含め、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

2. 当社は、本サービスに関連して生じた契約者および第三者の損害について、直接損害、間接損害、付随的損害を含め、一切の損害を賠償しません。ただし、契約者に生じた損害が当社の責に帰すべき事由に基づく場合は「基本約款」第42条（損害賠償の制限）に準じて賠償請求に応じるものとします。

3. 契約者が本サービスを利用することにより、または本規約に違反することにより、第三者（他の契約者を含む）に損害を与えた場合または第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えないものとします。

（本サービスの中止）

第11条 契約者は、インターネット接続サービスの契約者たる資格を失った場合、本サービスの利用資格を失うものとし、当社と契約者との間の本サービスの利用契約は終了するものとします。ただし、@TNC（株式会社TOKAIケーブルネット

トワーク、または株式会社トコちゃんねる静岡が提供するオプション・コンテンツサービス)をご契約の場合にはこの限りではありません。

2. 契約者が本規約に違反した場合、または当社が不適切と認める利用行為が行われた場合、当社は何ら催告することなく当該契約者による本サービスの一切の利用を中止させ、当社と契約者との間の本サービスの利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者は本サービスを一切利用することができません。

3. 前項により本サービスが中止された場合、契約者は、本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に対して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

(利用の制限)

第12条 当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合には、契約者に事前に通知を行うことにより、または緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を中止または停止できるものとし、契約者はこれを了承するものとします。

(1) 当社、ノートライフロック、またはBBソフトサービスのサーバー等の設備、その他本サービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合。

(2) 火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難な場合。

(3) 電気通信事業者の役務が提供されない場合。

(4) その他、本サービスの運用上あるいは技術上の理由により、本サービスの中止または停止が必要ないし適切と当社が判断した場合。

2. 前項の規定による本サービスの中止または停止により、契約者もしくは第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(利用契約終了後の措置)

第13条 契約者は、利用契約が終了した場合には、本サービスの利用にあたりインストールした本ソフトウェアをアンインストールし、PIN番号およびその他本サービス利用にあたり作成した本ソフトウェアの複製物等をすべて破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。

2. 当社は、利用契約終了後は、契約者に対し本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

3. 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで

消滅しません。

(当社の義務)

第14条 当社は、当社の本サービス用設備を、本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧するものとします。

以上

付則 本規約は、2011年10月1日より有効となります。

本規約は、2020年11月10日に一部改定しました。

本規約は、2022年8月1日に一部改定しました。